

ステップ0 子どもが安心して学校生活を送るために

- ・子どもたちが日々、学ぶことに喜びを感じ、「楽しい!」と感じられる学習環境を整えていきます。
- ・様々な学習活動を通して、自己肯定感・自己有用感をはぐくみ、友だちと好ましい関係を築く力を育て、生きる力を養います。
- ・学校だけでなく、登下校見守り隊やいきいき広場、子ども食堂など地域の方にも、子どもたちを見守り支えていただいています。

ステップ1

連続欠席が2日、または 月間の断続的欠席が3~5日

電話連絡を行います

- 欠席理由
- 医療機関への受診の有無について
- 次の登校時の連絡
- ※家庭訪問をすることもあります

- ・連絡がない状態で、登校が確認できない場合には、学校から家庭への電話連絡を行い、状況を確認し対応を相談します。
(必要に応じて、家庭訪問を行います。)
- ・管理職・担任・生活指導・養護教諭・心の教室相談員・SC・SSW・SSWS・登校支援協力員は常に連携し、全児童を見守っています。

ステップ2

連続欠席が3日以上、 または月間の断続的欠席が6~9日

家庭訪問を行います

- 子どもの表情・様子
- ご家庭での児童の過ごし方
- 子どもの生活リズム
- 保護者の方の見立て
- 子どもの友人関係
- 登校への意欲レベル
- などについて、おはなしを聞きます

学校外の組織との連携

①教育支援センター「ルポ」

- ・学校を通さず直接家庭からの申込みできますが、登室状況はセンターと学校で情報共有を行い、子どもと家庭の支援を行います。
枚方市教育文化センター別館 1F (TEL:050-7102-3154)
- ・登室、訪問指導

②院内学級(長期入院の場合)

③フリースクールなど

④その他必要に応じてつなぐ関係機関

- ・教育相談(教育文化センター)
- ・家庭児童相談(まるっとこどもセンター)
- ・医療機関 など

ステップ3

長期欠席(学期内で10日以上、 年間30日以上)

① 家庭と学校が、つながり続ける努力をします

- ・電話・タブレットを活用した継続的な連絡、家庭訪問を実施します
- ・行事への参加の仕方もご家庭と相談します

② 保護者、児童の意向の確認

- ・学習の仕方の確認(タブレットの活用等)
- ・SC、SSW等専門家相談窓口の紹介
- ・校内教育支援ルーム「ひだまり」での対応

※個別対応が行えるよう、校内体制の確保に努めます

- ・長期欠席(学期内で10日以上、年間30日以上)が続き、ご家庭との連絡も取れない状況になった場合は、児童虐待防止法に基づき、児童の安全が確認できないことから、学校には公的関係機関への通知や通告義務が発生します。

- ・学校が連携する関係機関として、主に右の表にあるものがあげられます。

- ・学校対応について保護者の方から過度な要求があった場合、教育委員会を通してスクールロイヤーに相談することもあります。

区分	連携する関係諸機関
就学義務違反	教育委員会
虐待	まるっとこどもセンター
	中央子ども家庭センター
非行	少年サポートセンター

子どもたちのおかれている状況は多様であり、本方針とは異なる個別の対応を行う場合もあります。